

臺北市各區公所編制表

技士	視導	秘書	主任	課長	主任秘書	副區長	區長	職稱	區別
								官職員額	
委任或薦任等至第七職等	薦任第七職等	薦任第七職等	薦任第七職等至第八職等	薦任第七職等至第八職等	薦任第八職等至第九職等	薦任第九職等	薦任至簡任第九職等至第十職等		
4	2	1	1	4 (1)	1	1	1		松山區
3	2	1	1	4 (1)	1	1	1		信義區
4	3	1	1	4 (1)	1	1	1		大安區
5	2	1	1	4 (1)	1	1	1		中山區
4	2	1	1	4 (1)	1		1		中正區
3	2	1	1	4 (1)	1		1		大同區
3	2	1	1	4 (1)	1	1	1		萬華區
4	2	1	1	4 (1)	1	1	1		文山區
4	2	1	1	4 (1)	1		1		南港區
5	2	1	1	4 (1)	1	1	1		內湖區
5	2	1	1	4 (1)	1	1	1		士林區
5	2	1	1	4 (1)	1	1	1		北投區
49	25	12	12	48 (12)	12	9	12		合計
			秘書室主任。	一、民政課、社會課、經建課、兵役課課長專任。 二、健保課課長兼任。		人口已達二十萬之區得置「副區長」。		備註	

助理 委任	第四職等 至第五職等	調解 委任 至第五職等	書 會 秘 任 至 第七職等	小 計	里 幹 事 委 任 第四職等 至第五職等	總 計
	1	1	1	89 (1)	33	122
	1	1	1	93 (1)	41	134 (1)
	1	1	1	109 (1)	53	162 (1)
	1	1	1	92 (1)	42	134 (1)
	1	1	1	79 (1)	31	110 (1)
			1	72 (1)	25	97 (1)
	1		1	88 (1)	36	124 (1)
	1		1	94 (1)	39	133 (1)
			1	65 (1)	19	84 (1)
	1		1	96 (1)	37	133 (1)
	1		1	106 (1)	51	157 (1)
	1		1	96 (1)	42	138 (1)
	10		12	1079 (12)	449	1528 (12)
一、松山、信義、中山、中正、北投五區各一人得列薦任第六職等，由本職稱尾數一人計給。 二、大安、文山、內湖、士林四區各一人得列薦任第六職等，由本職稱尾數一人與里幹事尾數一人合併計給。 三、萬華一人得列薦任第六職等，由本職稱尾數一人與技佐尾數一人合併計給。				一、松山十六人、信義二十人、大安二十六人、中山二十一人、萬華十八人、文山十九人、南港九人、內湖十八人、士林二十五人、北投二十一人得列薦任第六職等。 二、中正十六人得列薦任第六職等，其中一人由本職稱尾數一人與技佐尾數一人合併計給。 三、大同十三人得列薦任第六職等，其中一人由本職稱尾數一人計給。		

附註：一、本編制表所列各職稱、官等職等，應適用「丁、地方機關職務列等表之九」之規定；該職務列表修正時亦同。

二、為因應業務需要，各區公所得在本編制表內所列秘書、視導或課員等職稱，指定其中一人辦理法制業務。

三、辦事員一名改置技佐乙節，各區公所俟辦事員出缺後再行改置。